

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 佐川正孝
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

MARCH 2024
 VOL.668

3



梅回廊(水戸偕楽園)

写真提供者:ひたちなか市 櫻井 志好氏

●2024 3月号 CONTENTS●

労働基準行政関係功労者表彰..... 2	NO! 就活 セクシュアルハラスメント..... 11
令和5年度地方労働行政関係功労者厚生労働大臣感謝状..... 3	講習会等開催のご案内..... 12
令和5年度雇用環境・均等行政関係功労者厚生労働大臣表彰..... 4	1. 「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」
化学物質等を取り扱う作業場の掲示対象・内容が	開催日程のお知らせ(4月、5月)
拡大、変更されています..... 5	2. 5月、「テールゲートリフター特別教育」を開催します!
労災保険料算出に用いる労災保険率の改定等を行います..... 6	3. 引き続き、「化学物質管理者講習」と
精神障害の労災認定基準を改正しました..... 7	「保護具着用管理責任者教育」を開催します!
本年4月1日より改正改善基準告示が適用されます!..... 8	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ..... 14
年次有給休暇を活用して茨城県の魅力に触れよう!..... 9	県内の労働災害発生状況..... 15
安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか?	令和6年死亡災害発生状況..... 15
まずは契約期間の確認を!!..... 10	講習会のご案内..... 16

労働基準行政関係功労者表彰

厚生労働省では、労働基準行政(厚生労働省労働基準局が所掌する行政をいいます。)に係る各施策の推進に特に顕著な功績をあげられた個人又は団体に対し、功労者表彰を行っています。

この度、遠藤健夫えんどうたけお氏、笹原信一郎ささはらしんいちろう氏の2名の方が、厚生労働大臣、厚生労働省労働基準局長の各功労者表彰を受けられました。

厚生労働大臣功労者表彰



遠藤健夫氏(写真右)

遠藤健夫氏は、国立病院機構水戸医療センター副院長であり、平成19年2月から16年以上の永きにわたり、茨城労働局地方じん肺診査医として、高度・専門的、かつ的確な診査の実施により、労働安全衛生行政の推進に大きく貢献されました。

また、呼吸器系疾患の労災協力医として、労災補償行政の適正な運営にも大きく尽力されました。

令和6年1月19日 澤口労働局長より表彰状を伝達

厚生労働省労働基準局長功労者表彰



笹原信一郎氏(写真右)

笹原信一郎氏は、筑波大学医学医療系准教授であり、平成21年2月から14年以上の永きにわたり、茨城労働局地方労災医員として、主に精神障害の労災請求事案に係る各労働基準監督署からの相談対応、医学意見書の作成等に尽力されました。

また、精神医学専門医として、行政訴訟事件等にも積極的に対応されるなど、迅速かつ公正な労災補償行政の推進に大きく貢献されました。

令和6年1月11日 荻野労災補償課長より表彰状を伝達

令和5年度地方労働行政関係功労者 厚生労働大臣感謝状

「地方労働行政関係功労者厚生労働大臣感謝状」は、地方労働行政関係の公職等において地方労働行政の推進のために貢献して功績を挙げた方に、感謝状を贈りその労をねぎらうものです。



茨城労働局長
澤口 浩司

茨城大学
教授
葉 倩瑋 氏

元運輸労連茨城県連
執行委員長
松本 三智夫 氏

株式会社ケースホールディングス
取締役専務執行役員
吉原 祐二 氏

この度、「令和5年度地方労働行政関係功労者厚生労働大臣感謝状」を受賞された葉倩瑋氏（茨城大学教授）、松本三智夫氏（元運輸労連茨城県連執行委員長）及び吉原祐二氏（株式会社ケースホールディングス取締役専務執行役員 営業本部管掌兼管理本部管掌）に対して、茨城労働局長（澤口浩司）より伝達を行いました。

葉氏は、平成25年10月から10年間にわたり、茨城地方労働審議会委員を務め、公益代表としての視点から、当局の行政運営について積極的な提言を行い、当局の行政運営に多大な貢献をされました。

松本氏は、平成27年10月から8年間にわたり、茨城地方労働審議会委員を務め、労働者代表としての視点から、当局の行政運営について積極的な提言を行い多大な貢献をされました。

吉原氏は、平成25年10月から10年間にわたり、茨城地方労働審議会委員を務め、使用者代表としての視点から、当局の行政運営について積極的な提言を行い多大な貢献をされました。

令和5年度雇用環境・均等行政関係功労者 厚生労働大臣表彰

「雇用環境・均等行政関係功労者厚生労働大臣表彰」は、雇用環境・均等行政に係る施策等に顕著な功績があった方又は団体を表彰し、雇用環境・均等行政の発展を図ることを目的として実施しています。



雇用環境改善・均等推進監理官
庄司 雅則

茨城労働局長
澤口 浩司

祐川直己法律事務所
代表
祐川 直己 氏

雇用環境・均等室長
山口 京子

この度、「令和5年度雇用環境・均等行政関係功労者厚生労働大臣表彰」を受彰された祐川直己氏(祐川直己法律事務所代表)に対して、茨城労働局長(澤口浩司)より伝達を行いました。

祐川氏は、平成25年4月から10年間にわたり、茨城紛争調整委員会の委員を務め、多数のあっせんや調停事案を担当され、労使紛争を解決に導くとともに、令和3年10月から令和5年3月までは同委員会の会長として、他の委員の能力向上などに多大な貢献をされました。

化学物質等を取り扱う作業場の掲示対象・内容が拡大、変更されています。 (令和5年10月1日施行)

特定化学物質

全ての特定化学物質が対象となりました。(特定化学物質障害予防規則第38条の3)

掲示事項(以下の事項を見やすい箇所に掲示する。以下太字は新たな追加事項。)

- 1 名称
- 2 生ずるおそれのある疾病の種類及び**その症状**
- 3 取扱い上の注意事項
- 4 **使用すべき保護具**(特別管理物質(一部及び以下5を除く)を扱う事業場)
- 5 有効な保護具等を使用しなければならない旨及び**使用すべき保護具**(発散防止措置特許可の作業場等の**特定化学物質障害予防規則第38条の3第5号**に規定する一定の作業場)

具体的には、
令和5年3月29日付け基発0329第32号通達に
1 掲示の記載内容
2 掲示の方法
が示されています。
こちらからご確認ください。→



条文はこちらからご確認ください。



(一部令和6年4月1日から追加される作業場有り)

有機溶剤

屋内作業場等が対象であることは従前のとおりです。(有機溶剤中毒予防規則第24条)

掲示事項(以下の事項を見やすい場所に掲示する。以下太字は新たな追加事項。)

- 1 生ずるおそれのある疾病の種類及び**その症状**
- 2 取扱い上の注意事項
- 3 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置
- 4 **有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨**及び**使用すべき呼吸用保護具**(発散防止措置特許可の作業場等の**有機溶剤中毒予防規則第24条第4号**に規定する一定の作業場)

(※)「有機溶剤予防規則第24条第1項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法」の告示は令和5年3月30日に廃止されました。(掲示を継続することは差し支えありません。)

これらの他

ダイオキシン(労働安全衛生規則第592条の8)、**粉じん**(粉じん障害予防規則第23条の2)、**鉛**(鉛中毒予防規則第51条の2)、**四アルキル鉛**(四アルキル中毒予防規則第21条の2)、**石綿**(石綿障害予防規則第34条)にも同様の規定が設けられました。詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

なお、**特定化学物質**のうち、1・3-ブタジエン、1・4-ジクロロ-2-ブテン等の製造等作業場所、硫酸ジエチル等を触媒として取扱う作業場所及び1・3-プロパンストン等の製造等作業場の掲示内容は別途規定されておりますのでご注意ください。

新たな化学物質規制(令和6年4月1日完全施行)

詳細はこちらから→

- 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置等が定められています。



【問い合わせ先】茨城労働局健康安全課(TEL 029-224-6215)

労災保険料算出に用いる労災保険率の改定等を行います

～ 改正省令を令和6年4月1日に施行予定 ～

1. 労災保険率を業種平均で0.1/1000引き下げます（4.5/1000→4.4/1000）。
全54業種中、引下げとなるのが17業種、引上げとなるのが3業種です。※下一覧参照
2. 1以外にも一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定します。
全25区分中、引下げとなるのが5区分です。
3. その他にも請負による建設の事業に係る労務費率（請負金額に対する賃金総額の割合）を改定します。

労災保険率及び第1種特別加入保険料率

(単位1/1,000)

業種	現行	改定	変化
林業	60	52	▼
海面漁業	18	18	
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	37	▼
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石炭石鉱業又はドロマイト鉱業	16	13	▼
原油又は天然ガス鉱業	2.5	2.5	
採石業	49	37	▼
その他の鉱業	26	26	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	34	▼
道路新設事業	11	11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9	
建築事業	9.5	9.5	
既設建築物設備工事業	12	12	
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6	▼
その他の建設事業	15	15	
食料品製造業	6	5.5	▼
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4	
木材又は木製品製造業	14	13	▼
パルプ又は紙製造業	6.5	7	▲
印刷又は製本業	3.5	3.5	
化学工業	4.5	4.5	
ガラス又はセメント製造業	6	6	
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	18	17	▼
その他の窯業又は土石製品製造業	26	23	▼
金属精錬業	6.5	6.5	

業種	現行	改定	変化
非鉄金属精錬業	7	7	
金属材料品製造業	5.5	5	▼
鋳物業	16	16	
金属製品製造業又は金属加工業	10	9	▼
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
めつき業	7	6.5	▼
機械器具製造業	5	5	
電気機械器具製造業	2.5	3	▲
輸送用機械器具製造業	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
その他の製造業	6.5	6	▼
交通運輸事業	4	4	
貨物取扱事業	9	8.5	▼
港湾貨物取扱事業	9	9	
港湾荷役業	13	12	▼
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
船舶所有者の事業	47	42	▼
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	13	
ビルメンテナンス業	5.5	6	▲
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	6.5	
通信業・放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3	
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3	

事業主・労働者の皆さま

精神障害の労災認定基準を改正しました

改正に関する3つのポイントを紹介します

2023年9月に、精神障害の労災認定基準を改正しました。このページでは、改正に関する3つのポイントを紹介しています。

1. 業務による心理的負荷（ストレス）評価表を見直しました

■ 具体的出来事を追加し、類似性の高い具体的出来事の統合等を行いました。

追加	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた
	感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した

統合	転勤・配置転換等があった	など
----	--------------	----

■ 心理的負荷の強度が「弱」「中」「強」となる具体例を拡充しました。

- ・ パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことなどを明記しました。
- ・ 一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていなかった具体的出来事について、他の強度の具体例を明記しました。

2. 業務外で既に発病していた精神障害の悪化について労災認定できる範囲を見直しました

変更前	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ業務と悪化との間の因果関係を認めていなかった
-----	---

変更後	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したと医学的に判断※されるときには、業務と悪化との間の因果関係が認められる
-----	---

※本人の個体側要因（悪化前の精神障害の状況）、業務以外の心理的負荷、悪化の態様・経緯等を十分に検討します。

3. 速やかに労災決定ができるよう必要な医学意見の収集方法を見直しました

■ 主治医意見の他に専門医による医学的意見の収集を必須とする範囲等を見直したことで、労災決定までの期間を短縮できる事案が増加します。

精神障害の認定のための要件はこれまでと変更ありません

【認定要件】

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

精神障害の労災請求に関する詳しい情報・お問い合わせ

茨城労働局労災補償課またはお近くの労働基準監督署にご相談ください

■ 全国の労働基準監督署 一覧



■ 精神障害の労災補償について

（厚生労働省のウェブサイト）



■ 労災保険相談ダイヤル

0570-006031（平日8:30~17:15）

精神障害の労災補償や労災保険給付などに関する一般的なご質問はこちらでも受け付けています。

※ご利用には通話料がかかります。

本年4月1日より

改正改善基準告示が適用されます!

茨城労働局監督課

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)が、令和4年12月に改正され、本年4月1日から適用されます。

トラック、バス、ハイヤー・タクシー等の自動車運転者については、労働時間等の労働条件の向上を図るため、改善基準告示により拘束時間の上限、休息期間等についての基準が設けられていますが、自動車運転者の健康確保等の観点から今回の見直しが行われたものです。

一方、労働基準法の改正により、新たに時間外労働の上限規制が設けられ、時間外労働の上限を原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年960時間とする等の規制が、これまで猶予されていた自動車運転の業務にも、本年4月1日から適用されます。

改正改善基準告示や時間外労働の上限規制の内容について、詳しくは、厚生労働省の特設サイト「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」(<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。



令和6年4月~適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年960時間) 3,516時間	改正前(年960時間) 原則: 293時間 最大: 320時間	改正前 継続8時間
改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	改正後 原則: 284時間 最大: 310時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省 詳しい情報や相談窓口はこちら 厚労省 改善基準告示 検索



令和6年4月~適用

タクシー・ハイヤー運転者の改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

日勤の1か月の拘束時間	日勤の1日の休息期間
改正前(月45時間) 299時間	改正前 継続8時間
改正後 288時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省 詳しい情報や相談窓口はこちら 厚労省 改善基準告示 検索



令和6年4月~適用

バス運転者の改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年960時間) 原則: 3,380時間 最大: 3,484時間	改正前(年960時間) 原則: 281時間 最大: 309時間	改正前 継続8時間
改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	改正後 原則: 281時間 最大: 294時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省 詳しい情報や相談窓口はこちら 厚労省 改善基準告示 検索

年次有給休暇を活用して 茨城県の魅力に触れよう!

Point 1 季節のイベントを楽しむ



ひたち海浜公園・ネモフィラの丘



土浦全国花火競技大会

Point 2 歴史や文化に触れる



雨引観音



水戸偕楽園

Point 3 旬の味覚を満喫



アンコウ鍋



そぼろ納豆

Point 4 日々の疲れをリフレッシュ!



袋田の滝



神磯の鳥居

地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康状態や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化にも繋がります。誰もが暮らしやすい茨城県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、根本的に有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては、計画的な業務運営に役立ちます。

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

厚生労働省 | 茨城労働局 | 労働基準監督署

●お問合せ _____

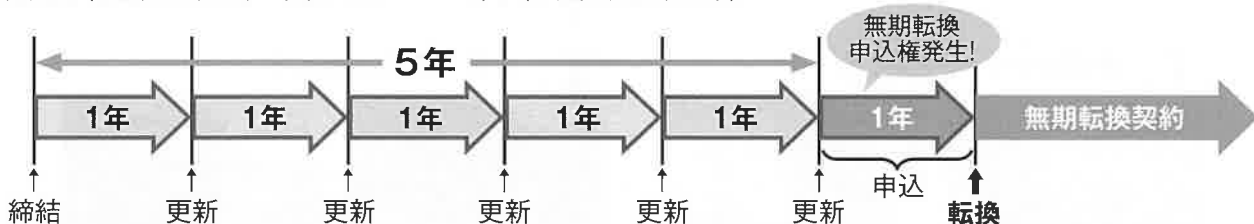
◎働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

茨城労働局雇用環境・均等室 ☎029-277-8295

安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか？ まずは契約期間の確認を!!

▶ 無期転換ルールとは

同一の使用者(企業)との間で定期労働契約が更新されて通算5年を超えたときには、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。(労働契約法第18条)



▶ 対象となる方は

対象となる方は、原則として契約期間に定めがある定期労働契約が通算5年を超える全ての方です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

▶ 無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換の申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します(会社は断ることはできません)。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後のトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

雇止め・契約期間中の解雇等について

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

- 定期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数などの上限などを一方的に設けたとしても、不当な雇止めとして許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。
- 契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例

▶ 有期雇用特別措置法とは

通常は、同一の使用者との定期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、5年を超えるプロジェクトで定期契約の高度専門職を雇用する事業主や、定年後5年を超えて継続雇用を行う事業主には、雇用管理に関する特別の措置を講じた場合、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されます。

▶ 特例の内容

① 高度専門職の特例

- ・ 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
- ・ 高収入で、かつ高度の専門的知識を有し、
- ・ その高度の専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間に完了する業務に従事する。

有期雇用労働者(高度専門職)については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。

② 継続雇用の高齢者の特例

- ・ 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
- ・ 定年に達した後、引き続いて雇用される

有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

▶ 手続き・その他参考情報

特例の適用を受けるためには、雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要です。詳しくは茨城労働局HP (https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/roudou_keiyaku.html) をご覧ください。

また、無期転換ルールの概要やメリット、無期転換ルールに関する特例の詳細については「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」(<https://muki.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

【問い合わせ先】 茨城労働局 雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 ☎029-277-8295

※「就活セクハラ」：就活生等に対するセクシュアルハラスメントのことをいいます

NO! 就活 セクシュアルハラスメント 許されません!

このような行為は



このような場面で起きています!

正式な採用活動の場だけでなく、インターンシップへの参加、リクレーターと会ったときやOB・OG訪問等の場においても問題となっています。

セクハラ行為を受けたのはどのようなときでしたか	全体	男性	女性
インターンシップに参加したとき	34.1	32.3	35.9
企業説明会やセミナーに参加したとき	27.8	34.7	21.4
就職採用面接を受けたとき	19.2	21.0	17.6
内々定を受けたとき	13.7	19.4	8.4
内々定を受けた後	12.9	12.9	13.0
リクレーターと会ったとき	12.5	13.7	11.5
志望先企業の従業員との酒宴の場	11.8	9.7	13.7
SNSや就活マッチングアプリを通じて志望先企業の従業員とやりとりや相談等を行っていたとき	7.5	5.6	9.2
大学のOB/OG訪問のとき	5.9	8.9	3.1
その他	1.2	0.0	2.3

行為者は採用の担当者ではありません!

企業においては採用活動を適切に管理したり、インターンシップ受入れ部署等を含めて労働者への周知や研修等により就活セクハラを未然防止に努めましょう。

セクハラ行為を行ったのは誰でしたか	全体	男性	女性
インターンシップで知り合った従業員	32.9	29.0	36.6
採用面接担当者	25.5	25.8	25.2
企業説明会の担当者	24.7	35.5	14.5
大学のOB/OG訪問を通じて知り合った従業員	17.6	16.9	18.3
学校・研究室等へ訪問した従業員、リクレーター	12.5	16.9	8.4
SNSや就活マッチングアプリを通じて志望先企業の従業員	12.2	13.7	10.7
志望先企業の役員	11.0	8.9	3.0
その他	1.2	0.0	2.3

資料出所：令和3年4月30日厚生労働省発表
「職場のハラスメントに関する実態調査報告書」(令和2年度厚生労働省委託事業)

男女雇用機会均等法では、事業主に対し職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策を講ずることが義務付けられています!

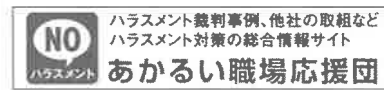
男女雇用機会均等法第11条の2における事業主及び労働者に対するセクシュアルハラスメント防止に関する責務規定(※)の趣旨を踏まえ、セクハラ防止指針7には、職場におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際には、事業主が就職活動中の学生を含む求職者やインターンシップを行っている者等(以下「就活生等」といいます。)についても、同様の方針を併せて示すことが望ましいこと、職場におけるセクシュアルハラスメントに類すると思われる相談があった場合には、就活生等についても、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましいこと等が規定されています。

(※)セクハラに限らず、法に定められている事業主の責務の詳細は裏面を参考にしてください。

【お役立ち情報】

サイトQRコード▶

セクハラも含めたハラスメントについて、研修資料・対応事例・解説動画等の情報を総合的に発信している特設サイトです。是非ご活用ください。



https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



講習会等開催のご案内

(一社)茨城労働基準協会連合会

お問合せ先 当連合会 ☎029(225)8881

1. 「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」開催日程のお知らせ(4月、5月)

当(一社)茨城労働基準協会連合会は、金属アーク溶接作業に限定した作業主任者資格となる「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」(登録番号1-17)を4月、5月に次の日程で開催します。

実施日	実施場所(市町村)	申込み先
4月22日(月)	茨城県産業会館(水戸市)	茨城労働基準協会連合会
5月22日(水)	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦労働基準協会
5月29日(水)	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田労働基準協会
5月30日(木)	龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎労働基準協会

本講習は、1日日程による技能講習です。講習の最後に行う修了試験に合格された方には、即日または郵送等により、顔写真入りカード型修了証を発行させていただきます。

なお、すでに「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」等を修了している場合、あらためて本講習を受講していただく必要はありません。ただ、溶接ヒューム対策等に特化したカリキュラム内容となりますので、主に金属アーク溶接を行う現場の責任者等の方には、受講をお勧めいたします。ぜひ、ご検討ください。

受講申込みの方法、6月以降の開催日程等は、ホームページ、本「いばらき労働基準」に順次掲載をさせていただきます。電話でもお問い合わせください。

2. 5月、「テールゲートリフター特別教育」を開催します!

(一社)茨城労働基準協会連合会では、5月から、「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」(以下「TGL特別教育」といいます。)を開催します。会場は、当会中央安全衛生教育センター(水戸市渋井町堺橋263-1)を予定し、カリキュラムは次のとおりです。

学科教育

科目	範囲	時間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類・構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技教育

テールゲートリフターの操作の方法について	2時間
----------------------	-----

当連合会では、「TGL特別教育」を学科、実技の1日コースとして実施します。また、即日で修了証を発行させていただきます。受講者ご本人にお渡しする修了証となります。ご異動等があった場合でも、そのままお持ちいただくことができます。

詳しい講習日程や受講のお申込み方法等は、ホームページ、本「いばらき労働基準」に順次掲載をさせていただきます。ご確認いただけますようお願いいたします。

3. 引き続き、「化学物質管理者講習」と「保護具着用管理責任者教育」を開催します！

労働安全衛生規則等の改正により、本年4月1日から、化学物質のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、一定の内容の教育を受けた方等を化学物質管理者に選任することが必要となりました。

さらに、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者の選任も求められることにもなっています。

このため、当(一社)茨城労働基準協会連合会では、令和5年度と同様、本年4月以降も、引き続き「化学物質管理者講習」と「保護具着用管理責任者教育」を開催いたします。

ご検討をいただき、ぜひお申込みください。

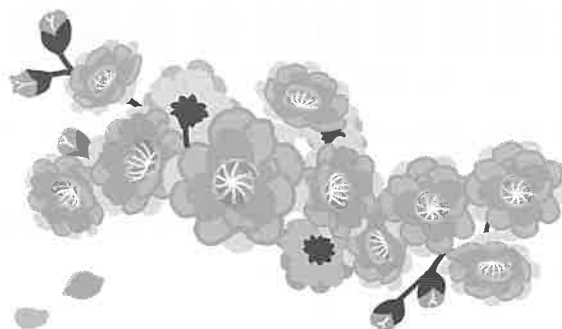
なお、4月、5月の日程は次のとおりです。

教育・講習区分	実施日
化学物質管理者講習(製造事業場向け)(2日コース)	4月11日(木)～12日(金)
化学物質管理者講習(取扱い事業場向け)(1日コース)	5月17日(金)
同 上	5月20日(月)
保護具着用管理責任者教育	5月 1日(水)
同 上	5月 2日(木)

[講習会場は、いずれも当連合会中央安全衛生教育センター(水戸市渋井町堺橋263-1)です]

なお、令和5年度において実施していた科目免除への対応は、令和6年度から廃止させていただきましたので、あらかじめご了承ください。

受講申込みの方法、6月以降の開催日程等は、ホームページ、本「いばらき労働基準」に順次掲載をさせていただきます。電話でもお問い合わせください。



茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

募集

産業医のみなさまへ

登録産業医

になりませんか

茨城産業保健総合支援センターは、県内に9箇所の地域産業保健センターを設置し、労働者数50人未満の事業場を対象として、産業保健活動総合支援事業を実施しています。支援を求める事業場の増加に伴い、登録産業医を募集いたします。特に、県南地区を重点に、事業場訪問があるため、移動対応の可能な方を募集しています。

○登録産業医の業務について

- ・労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む。）に係る相談対応
- ・健康診断の結果についての意見陳述
- ・長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ・個別訪問による産業保健指導の実施
- ・副業、兼業労働者からの健康相談

○登録産業医の資格

- ・産業医
- ・メンタルヘルスに係る知識及び経験を有する医師

○登録産業医の契約について

- ・委嘱期間 原則として各年4月1日から3月31日まで
- ・委嘱条件 謝金 時間額12,300円、交通費あり
- ・活動頻度と時間 1月1から10回程度、1回当たり1時間から3時間
- ・その他 損害保険、傷害保険加入

お申し込み・お問い合わせ

茨城産業保健総合支援センター

電話、メール、FAX等で御連絡ください。

TEL 029-300-1221（平日8時30分～17時15分）

FAX 029-227-1335

メールアドレス mito@ibarakis.johas.go.jp

県内の労働災害発生状況速報 (令和6年1月末現在)

業種別		令和5年		前年同期	
計		(22)	3,133	(30)	2,918
製造業		(4)	862	(8)	821
鉱業		(0)	2	(1)	8
建設業		(6)	284	(12)	277
内訳	土木	(3)	78	(4)	65
	建築	(3)	159	(5)	150
	その他	(0)	47	(3)	62
運輸交通業		(4)	419	(4)	393
貨物取扱業		(1)	56	(0)	51
農林業		(3)	67	(0)	57
畜産水産業		(0)	135	(0)	102
商業		(1)	439	(1)	422
その他		(3)	869	(4)	787

(注) ()内は、死亡者で内数 新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

令和6年死亡災害発生状況

1月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
1月 8～9時	その他の職種 60歳代 1か月	警備業	おぼれ	元ゴルフ場の敷地内に設置されている太陽光パネルの警備のため、車でカート道路を巡回中、カート道路の側溝に車を脱輪させたため、脱出に使う用具を取りに行った際、付近にある池に転落し死亡した。
			水	

※ 当該事例は速報をもとに作成されたものであり、今後変更することもあります。



講習会のご案内 (令和6年3月中旬~4月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
4/9~10・11・12	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
4/15~16・17・18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者		
4/8~9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
4/24~25	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
ガス溶接		
4/19~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
玉掛け		
4/3~4・7・14	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
4/4~5・6・13	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
4/11~12・13	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
4/16~17・18・19	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
フォークリフト運転(学科)		
4/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
4/2	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
4/2	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
4/3	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
4/3	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
4/6	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
4/6	平成館 (古河市)	古河協会
小型移動式クレーン運転		
4/24~25・26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
石綿作業主任者		
4/3~4	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
4/16~17	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
4/23~24	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
4/24~25	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
金属アーク溶接等作業主任者限定		
4/22	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
特別教育-その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
4/13	平成館 (古河市)	古河協会
4/22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
電気取扱業務(低圧)		
4/17	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
4/18~19	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
テールゲートリフター特別教育		
3/24	平成館 (古河市)	古河協会
4/20	平成館 (古河市)	古河協会

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育		
4/10	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
4/11~12	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
4/11~12	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
4/18~19	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
職長・安全衛生責任者教育		
3/25~26	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
4/18~19	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
4/20~21	平成館 (古河市)	古河協会
4/22~23	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
安全衛生推進者講習		
4/23~24	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
4/23~25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
新入社員安全衛生教育		
4/5	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
4/4・5	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
4/8・9	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
保護具着用管理責任者教育		
3/19	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
有機溶剤業務従事者労働衛生教育		
4/23	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
自律的な管理に対応する化学物質管理者講習(製造事業場向け)		
4/10~11	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/11~12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
一般建築物石綿含有建材調査者講習		
3/18~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
4/14	平成館 (古河市)	古河協会
4/19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
4/30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、当連合会ホームページ、またはお申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478